

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業
(個別接種促進のための支援事業)に係る補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）交付要綱（以下「県要綱」という。）に定める新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援事業）に係る補助金（以下「補助金」という。）に関して、県要綱第11条の規定に基づき、県要綱第3条の規定によることができない算定方法並びに県要綱第4条及び県要綱第9条の規定によることができない手続について定めるほか、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付額)

第2条 県要綱第3条の規定にかかわらず、補助金の交付額は、次表第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める事業内容に応じて第3欄に定める基準額により算出された額の合計額とする。

1 区分	2 事業内容	3 基準額
診療所	(1)それぞれの対象期間において、100回以上接種した週（(2)の要件を満たす場合は、その要件を満たす根拠とした週を除く。）が4週以上ある場合※1	週100回以上接種した週について、接種回数1回当たり2,000円
	(2)それぞれの対象期間において、150回以上接種した週が4週以上ある場合※1	週150回以上接種した週について、接種回数1回当たり3,000円
	(3)それぞれの対象期間において、(1)及び(2)の要件を満たす根拠とした週以外の週に、1日50回以上の接種を行った日がある場合※2	1日50回以上の接種を行った日について、1日当たり10万円
病院	(1)それぞれの対象期間において、1日50回以上の接種を行った場合※2	1日50回以上の接種を行った日について、1日当たり10万円
	(2)それぞれの対象期間において、通常診療とは別に接種のための特別な人員体制を確保した場合で、1日50回以上の接種を行った日がある週が対象期間内に4週以上ある場合	1日50回以上の接種を行った日について、医療従事者1人1時間当たり次の額 医師 7,550円 看護師等 2,760円

※1 令和4年10月以降においては、週100回（150回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、診療時間外、夜間（18：00以降）または土日祝日に接種体制を用意していること。

※2 令和4年10月以降においては、50回以上の接種を行ったその日に、診療時間外、夜間（18：00以降）または土日祝日に接種体制を用意していること。

(対象期間)

第3条 前条に規定する対象期間は、第1期間（令和3年5月9日から同年7月末まで）、第2期間（令和3年8月1日から同年10月2日まで）、第3期間（令和3年10月3日から同年12月4日まで）、第4期間（令和3年12月5日から令和4年2月5日まで）、第5期間

(令和4年2月6日から同年3月31日まで)、第6期間(令和4年4月1日から同年6月4日まで)、第7期間(令和4年6月5日から同年8月6日まで)、第8期間(令和4年8月7日から同年10月1日まで)、第9期間(令和4年10月2日から同年12月3日まで)、第10期間(令和4年12月4日から令和5年2月4日まで)及び第11期間(令和5年2月5日から同年3月31日まで)の各期間とする。

ただし、病院への「50回以上/日の接種を行った場合」の支援については、令和4年11月30日までの実施とする。

2 対象期間における週の考え方は、日曜日から土曜日までとする。

(交付の申請)

第4条 県要綱第4条及び県要綱第9条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請及び実績報告は、別記様式第1号の申請書兼事業実績報告書によるものとする。

2 前項の申請書兼事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 実績報告内訳書(別記様式第2号)

(2) 請求書(別記様式第3号)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 交付申請及び実績報告は、それぞれの対象期間で取りまとめたうえで行うこととし、第1項の申請書兼事業実績報告書の提出期限は、それぞれの対象期間最終週の初日が属する月の翌月末とする。

(補助金の交付)

第5条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該事業の申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項に規定する交付決定及び額の確定を行った日の属する月の翌月末までに、前条の申請に係る支払いを行うものとする。

(補助金の返還)

第6条 補助事業者は、交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取り消しの通知があった日から起算して30日以内に知事に返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月27日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月24日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月27日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月11日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。